

第3回 大磯町自治基本条例策定委員会

平成22年8月19日(木) 17:30~19:45

■大磯町自治基本条例素案について■

○前文について

諸坂先生(委員長):ワークショップの案を反映しました。あと、前々から言っている通り、前文に法的拘束力はない。

委員:2行目は、「わたくしたち」が主語にならないとおかしい。「将来像」ではなく「守る」などの意味にするべき。自然、歴史などの言葉が多く繰り返されている。「進めなければなりません」を「目指しています」等に変えたほうが良い。「住民」を「町民」に変えたほうが良い。

○本文について

【1章】

委員:第1条は、「大磯町における自治の理念を明らかにする」のほうが良い。第3条(6)は、町民同志ではなく、相互に変えたほうが良い。

【2章】

委員:第6条は、「整備しなければなりません」のほうが良い。

【3章】

委員:「公共」という言葉が入っていて良いと思う。第10条は、「持たなければならない」というぐらい強い表現が良い。

【4章】

委員:2項と3項をまとめるべき。また、4項と5項と7項をまとめるべき。

【5章】

委員:第17条2項を「しなければなりません」に変えたほうが良い。

【6章】

委員:基本金の意味を逐条解説に入れたほうが良い。第22条(6)を「健やかに成長することができる…」、「夢や希望…」に変えたほうが良い。

【7章】

事務局:町長や議員の任期をまたぐ5年の期間で条例を見直すことにした。

事務局:条例(案)について修正等があれば、9月10日までに事務局に連絡をしてもらいたい。事務局と委員長、副委員長で条例(案)について頂いた意見を考慮して報告書(案)を作成する。各委員へは事前に送付するので確認してもらいたい。次回の委員会では、報告書を町長に提出する予定。